

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 棚卸資産の自家消費

Q : 私は、電化製品の販売をしています、商品を手家用に使用したり、親せきの結婚祝に商品を送ったりすることがあります。
ところで、所得税の申告の際には、これらも収入に計上するのでしょうか。

A : 商品を家事用に使用したり、贈与した場合も、収入金額に計上することになります。

【解説】

事業で取り扱う商品などの棚卸資産を、事業主が家事のために消費することを、自家消費といいます。

ところで、所得税では、自分の事業の商品を家事や贈答のために消費した場合には、商品を買った場合と同様に、家事消費又は贈与した商品の価額をその商品の通常の販売価額で計算して収入金額に算入することになっています。

しかし、その商品の仕入価額以上の金額をもって備え付け帳簿に売上計上している場合で、その計上金額が、その商品の通常の販売価額の70%相当額以上の金額であれば、上記にかかわらず認められることになっています。

したがって、ご質問の場合には、その商品の通常の販売価額の70%相当額又はその商品の仕入価額のいずれか多い金額を備え付け帳簿に記載し、売上に計上しておく必要があります。



KIMIYO-I